

参考 用語集

<p>新市建設計画 (P4、P5)</p>	<p>合併特例法により、合併する市町村が合併前に作成することになっている計画で、新市を建設していくためのマスタープランとして、将来ビジョンや施策の方向性等を示し、まちづくりの基本的な指針となるものです。</p> <p>この計画に盛り込まれた事業については、「合併特例債」など国からの財政支援を受けることができます。</p>
<p>協働 (P4、P5、P7)</p>	<p>宗像市では協働を、市民、事業者、大学、NPO、コミュニティと行政が互いに理解・尊重し、連携・協力してまちづくりすることとしています。</p>
<p>土地利用 (P5)</p>	<p>第2次総合計画の基本構想や将来の都市像と整合を図りながら、平成27年度に国土利用計画を策定しました。国土利用計画で、市の土地利用の基本方針を、豊かな自然と歴史資源の保全を基本とし、常に都市活動と自然環境の調和を保っていくとしています。</p> <p>国土利用計画では、農用地、森林、宅地、市街地など利用区分ごとの土地利用の方針と規模の目標も定めています。</p>
<p>パブリックコメント (P5)</p>	<p>市が計画を策定する場合や、条例を制定・改廃する場合に、あらかじめ市の原案に対する市民の意見を聴取する制度です。</p> <p>市民の意見を聴取することにより市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参画を進め、市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的としています。</p>
<p>小中一貫教育 (P5)</p>	<p>宗像市の小中一貫教育は、小学校と中学校の校舎を一つにするのではなく、9年間を通じた教育目標を設定し、一貫したカリキュラムに基づいて教育を実施することとしています。</p> <p>子どもたちの発達段階に応じた教育ができ、子どもたちの学力向上や教員の指導力の向上にもつながるとしています。</p>
<p>市民サービス協働化提案制度 (P5)</p>	<p>これまで市が行っていた事業について、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者のノウハウやアイデアを生かし市と協働で事業を実施することです。</p> <p>市民活動団体等は、自らのノウハウやアイデアを生かせる市民サービスについて事業案を企画し市に提案。市は、審議会等での審査を経て、採択の可否を決定します。</p>
<p>緊急情報伝達システム (P6)</p>	<p>大雨や台風、地震などの災害発生につながるような気象警報や災害発生時の避難勧告など、さまざまな防災・災害情報や市からの緊急なお知らせを、携帯電話やパソコン、ファックスで受け取るしくみのことです。</p>
<p>都市ブランド (P6、P7)</p>	<p>さまざまな情報から都市についての認知度が高まると、都市はある一定のイメージを持たれます。都市のブランド化とは、その都市イメージを意図的に高めることにより、都市そのものの総合的な価値を向上させることです。</p> <p>これにより「訪れたい」「買いたい」「住みたい」「働きたい」などの意識や行動が喚起され、個別事業への貢献にも結びつきます。市民にとっても自分の住むまちへの愛着や誇りの醸成につながり、都市が持続的に発展していくための原動力となります。</p>
<p>子ども基本条例 (P6)</p>	<p>「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保証されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言しました。</p>

<p>団地再生 (P6、P8)</p>	<p>宗像市は、福岡市、北九州市の両政令指定都市の中間にあり、昭和40年代から住宅開発が活発化し人口が増加してきました。現在、人口減少・少子高齢化の進行により、古くからの住宅団地においては、建物の老朽化や住民の高齢化、空き家・空き地の増加などが進み、住宅団地の再生が必要となっています。</p> <p>「日の里地区」と「自由ヶ丘地区」は、都市計画マスタープランにおいて「3世代居住、建築物の更新促進や空き地・空き家の利用促進など、多様できめ細かな対応を行い、住環境の低下を予防するとともに、多世代が居住する個性的な生活圏を形成する」とうたわれているため、住宅団地再生のモデル地区として位置付け、人口密度の維持と健全な居住環境の保全に取り組んでいます。</p>
<p>景観条例 (P6)</p>	<p>宗像市は、平成25年8月に景観法に基づく景観行政団体となり、良好な景観を形成するため、平成26年7月に景観計画と景観条例を制定しました。</p> <p>これにより、平成26年10月1日以降に市内で建築物の建築や工作物の建設、開発行為等を行う場合には、届出又は申請が必要となります。</p> <p>また、市を代表する自然景観や歴史的な景観を有する玄海地域の大半と大島などの島部については、より積極的な景観形成を行うため、景観重点区域としています。</p>
<p>地方創生 (P7)</p>	<p>地方創生とは、2008(平成20)年をピークに減少局面に入った人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すこと。</p> <p>2014(平成26)年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国と地方が一丸となった地方創生の取組が行われています。</p> <p>宗像市においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の将来展望を踏まえ、地方創生を実現するための施策を実施しています。</p>
<p>社会保障・番号制度 (P7)</p>	<p>社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が成立し(平成25年5月31日公布)、平成28年1月1日より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。</p>
<p>地域包括支援センター (P7)</p>	<p>地域包括センターは、地域に暮らす高齢者のための医療・介護・福祉の総合相談窓口です。地域の高齢者やそのご家族が住み慣れた街で安心して暮らすことができるよう、医療や介護の相談や、福祉サービスの紹介、関係機関との連携など、さまざまなサポートを行います。設置主体は市町村の自治体ですが、直営のセンターは少なく、主には市町村から委託を受けた法人(社会福祉法人や社会福祉協議会など)が管理・運営をしています。</p>
<p>全国豊かな海づくり大会 (P7)</p>	<p>全国豊かな海づくり大会は、魚食国である日本人の食卓に、安全で美味しい水産食料を届けるために、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日のわが国漁業の振興と発展をはかることを目的として、天皇后両陛下を招き、昭和56年に第1回大会が開催されて以来、毎年開催されています。</p>
<p>特別支援学級 (P7、P20)</p>	<p>小・中学校に設置されている障害のある児童生徒を対象にした少人数の学級で、障害による学習や生活の困難を克服するための特別の指導を児童生徒のニーズに応じて行います。</p> <p>特別支援学級にも学級担任が配属され、学校の中では通常の学級と同じ機能を持ちながら、特別の指導を行います。</p>
<p>義務教育学校 (P8)</p>	<p>一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的としています。</p>

特別支援学校 (P8)	特別支援学校とは、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱(身体虚弱含む)のある幼児・児童・生徒(以下、対象児童等という。)を対象に教育を行う学校です。学校ごとに障がい種に応じた特別支援教育を対象児童等に行います。なお、かつては「養護学校」「盲学校」「聾学校」の3つの種類の学校がありましたが、2007年の学校教育法改正により、現在ではそれらを合わせて「特別支援学校」と呼んでいます。
スクールソーシャルワーカー (P8、P21)	児童・生徒が抱える問題の解決を図るため、日常生活での悩みや学校でのいじめ、家庭内での虐待といった問題に対して、家族や学校の先生、関係機関と連携を取りながら解決のための支援をします。 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持ち、教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有しています。
ため池ハザードマップ (P8)	ため池が決壊する恐れのある場合または決壊した場合に迅速かつ安全に避難するための参考資料として、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。 ため池の多くは老朽化が進行し、近年、局地的な大雨や大規模な地震の発生などにより、ため池の被害が各地で発生しています。また、農村地域では都市化による混住化が進むとともに、過疎化・高齢化が進行し、ため池の適切な管理や緊急時の情報伝達が的確に実施されないことが懸念されます。ため池が万が一決壊した場合を想定した減災対策として作成しています。
国土強靱化地域計画 (P8)	平成25年に制定された国土強靱化基本法に基づき策定した、防災・減災に関する取り組みを計画的に推進し、災害発生時における市民への被害を最小限にとどめることを目的とした計画です。 国土強靱化とは、どのような自然災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済・社会システムを平時から構築することをいいます。
AI 活用型オンデマンドバス (P8)	ネクスト・モビリティ株式会社が運行主体となり、決まったダイヤはなくAIを活用しお客様のリクエストに応じて適宜ルートを設定しながら運行する新しい乗合型の交通サービスです。愛称は「のーと」でJR東郷駅南側の日の里地区で運行されています。
官民連携 (P11)	行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法です。 PPP(Public Private Partnership)とも言います。
普通会計 (P12、P25)	地方公共団体の財政状況の把握・分析に用いられる統計上、観念上の会計で、総務省の定める基準により各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものです。
市税 (P12)	市内に住所又は居所を置く個人・法人又は市内に資産を有する市外の者等に賦課される税で、本市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税、法人市民税があります。
分担金・負担金 (P12)	分担金は、地方公共団体の事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収されるものです。負担金は、地方公共団体が、他の地方公共団体や住民に課するもので保育保護者負担金が代表的なものです。
使用料・手数料 (P12)	公の施設等の利用料金や、特定の者に対する役務の対価などをいいます。公共施設の使用料金や住民票の写しの発行手数料などがあります。
寄附金 (P12)	市民などから受け取る金銭による寄附で、用途を制限されない一般寄附金と、用途を指定された指定寄附金があります。「ふるさと納税」も都道府県、市町村への寄附金です。

繰入金 (P12)	各会計相互において収入される経費で、会計から資金を他の会計に移すことをいいます。また基金からの収入も繰入金に含まれます。
地方交付税 (P12)	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体に一定の行政サービスを実施するための財源を保障するという見地から、国税として国が徴収した財源を、一定の合理的基準によって地方公共団体に再配分する交付金をいいます。 普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付される特別交付税があります。
国県支出金 (P12)	国庫支出金と県支出金のこと。 国庫支出金は、法令に基づき実施しなければいけない事務や国と相互に利害関係のある事業に対して国から支出される、原則として用途が特定されている負担金、補助金、交付金、委託金等をいいます。 県支出金は、特定の事務事業に要する経費の財源として、県が市に交付するものをいいます。国庫支出金に基づいたものや県の単独事業によるものなどがあります。
市債 (P12、P14)	地方公共団体が年度間の負担の公平性の確保などから、建設事業等の財源とするための長期借入金で、償還が一会計年度を超えるものをいいます。
自主財源 (P12)	地方公共団体が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、手数料、財産収入等がこれにあたります。したがって、この割合が高いほど自主的な行政運営ができることとなります。
依存財源 (P12)	国や県から交付されたり割り当てられたりする財源で、国庫支出金、県支出金、市債、地方交付税などがこれにあたります。
人件費 (P13)	市職員の給与や退職金、議員や委員の報酬などの経費をいいます。
扶助費 (P13)	社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費です。
公債費 (P13)	市債の償還に係る経費をいいます。
普通建設事業費 (P13、P16)	社会資本を形成するために道路、橋りょう、学校を始めとした公共施設等の新增設等の建設事業などに要する経費をいいます。
物件費 (P13)	維持補修費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的経費をいいます。旅費、交際費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費などが該当します。
補助費等 (P13)	主に公益上必要がある認められる団体などに対して、地方公共団体が交付する補助金、他団体と共同して事業を行うための負担金などをいいます。
議会費 (P13)	議会の活動に要する経費で、議員報酬や政務調査費などが含まれます。
総務費 (P13)	庁舎管理や、徴税、選挙、情報システム管理などの市の運営全般に係る経費をいいます。

民生費 (P13)	社会福祉の充実を図るため、地方公共団体は児童、高齢者、心身障害者等のための施策として、福祉施設の整備、運営、手当の支給、団体への補助等の施策を行っており、民生費は、これらの諸施策の推進に要する経費をいいます。
衛生費 (P13)	健康増進や衛生管理のため、予防接種や健康診断、環境調査、ごみ収集、公害対策などに要する経費をいいます。
農林水産費 (P13)	農業・林業・水産業振興の事業に要する経費をいいます
商工費 (P13)	商工業振興、観光振興などの事業に要する経費をいいます。
土木費 (P13)	生活基盤整備のため、道路、公園、下水道などの建設や維持、都市計画に伴う開発に要する経費などをいいます。
教育費 (P13)	教育委員会の運営、学校の管理、教育備品の整備などに要する経費をいいます。
公債費 (P13)	地方公共団体が発行した地方債の元利償還及び一時借入金の利子の支払いに要する経費をいいます。
合併特例債 (P14)	合併特例法第11条の2に規定されている地方債のことで、市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで、特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当できるというものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村の一体性の速やかな確立や均衡ある発展のための公共的施設の整備事業等 ・合併市町村の地域住民の連帯の強化・旧市の区域の地域振興等のための基金の積み立て また、合併特例債の充当率は、対象事業の95%で、その元利償還金の70%について、後年度において普通交付税算定の際の基準財政需要額（地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を、一定の方法によって合理的に算定した額）に算入されます。
臨時財政対策債 (P14)	地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった、特例的な地方債で、投資的経費以外の経費にも充当が可能な地方債です。当初は平成13～15年度の3年間の暫定措置でしたが、現在も延長されています。
実質公債費比率 (P14、P17)	標準財政規模を基本とした額に対する、市の一般会計等が負担する元利償還金等の比率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。
元利償還金 (P14)	地方債（市債）の元金と利子を償還するためのものをいいます
基金 (P15)	財源の年度間調整又は特定の目的のために積立てもしくは維持される市の財産で、目的達成のために積み立てているものや、積立により発生した果実（利子等）を運用するものがあります。
財政調整基金 (P15)	財政の年度間調整を図るための基金をいいます。
減債基金 (P15)	地方債（市債）の償還（返済）を計画的に行うための資金を積み立てる基金をいいます。

<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (P15)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更))」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう国が創設したものです。</p>
<p>経常収支比率 (P16、P17)</p>	<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいいます。</p> <p>この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の弾力性が失われていることを表しています。</p>
<p>将来負担比率 (P16)</p>	<p>標準財政規模を基本とした額に対する、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含めた、市の会計が将来負担すべき実質的な負債の比率をいいます。</p> <p>地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。</p>
<p>合併算定替 (P16)</p>	<p>市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより、様々な経費の節減が可能となるため、一般的には基準財政需要額が減少し、その結果として普通交付税が減少すると考えられます。</p> <p>しかしながら、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併特例法では、合併後の一定期間、別々の市町村が存在するものとみなして計算した普通交付税額を保障し、合併によって不利益をこうむることのないよう配慮をしています。これを「合併算定替」と呼んでいます。</p> <p>合併した年度及びこれに続く10年度は、合併前の市町村が存続するものとして算定した普通交付税の合算額を下回らないように算定した額を普通交付税とします。その後5年度は、激変緩和措置があります。</p>
<p>義務的経費 (P16)</p>	<p>地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、主に職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費で構成されています。</p>
<p>投資的経費 (P16)</p>	<p>支出の効果が資本形成に向けられ、施設等の将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費、災害復旧費などがこれにあたります。</p>
<p>公共施設アセットマネジメント (P16、P18、P25)</p>	<p>学校、公民館、市民体育館などのいわゆるハコモノ施設と、道路、上下水道などのインフラ施設を合わせた「公共施設」を、市民全体の「アセット(資産・財産)」としてとらえ、その「マネジメント(経営・やりくり)」を長期的かつ計画的に行っていく取組です。</p>
<p>地方消費税交付金 (P17)</p>	<p>都道府県が課税(当分の間、国において消費税の例により、消費税と併せて行っています。)する地方消費税のうち、市町村分として交付される交付金をいいます。</p> <p>平成26年4月および令和元年10月の消費税率改定に伴う、地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることと、その用途を明確化にされています。</p>
<p>更新・改修 (P19)</p>	<p>更新は、施設を再建設(建替え)、劣化した部位・部材あるいは機器を新しいものに取り替えること、改修は、劣化した建物等の性能・機能を、現状(初期の水準)を越える状態まで改善することをいいます。</p>

<p>会計年度任用職員 (P23、 P24)</p>	<p>地方公務員法の改正に伴い、令和 2 年度から新たに設けられた非常勤職員の制度です。会計年度任用職員制度の導入により、これまでの市の嘱託職員及び臨時職員などの非常勤職員は会計年度任用職員へと移行となりました。任用期間はこれまでの 6 ヶ月から最長 1 年となり、再度の任用の制限がなくなりました。</p>
<p>任期付職員 (P23)</p>	<p>専門的知識、経験が必要となる場合や市民サービスの提供体制を充実させるなどの場合に即戦力として任用する職員で、正規職員と同等の身分、待遇となります。勤務時間は、正規職員と同様のフルタイム勤務(週 38.75 時間)または、短時間勤務(週 31 時間)となります。</p>
<p>成果連動型事業 (P24)</p>	<p>新たな官民連携の手法である成果連動型民間委託契約方式(PFS:Pay For Success)のこと。行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となります。</p>
<p>オープンデータ (P24)</p>	<p>国、地方公共団体及び事業者が保有する膨大なデータを公開し、新しい事業やサービスの創出、地域経済の活性化などにつなげることを目的としています。</p>
<p>総合窓口化 (P24)</p>	<p>ワンストップ窓口といい、自治体での各種手続きにおける市民の窓口を 1 つに集約し、ワンストップで手続きを完結する取り組みのことです。ワンストップ窓口の導入によって、市民は転入や転出、お悔やみといった手続きの際に、窓口を行き来する必要がなくなります</p>
<p>クラウドファンディング (P25)</p>	<p>クラウドファンディングとは、「群衆(クラウド)」と「資金調達(ファンディング)」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達することをいいます。</p> <p>手軽さや拡散性の高さといった点が魅力的な新たな資金調達の仕組みとして近年注目されています。</p>